

2019年度滋賀県スポーツ少年団認定員養成講習会 兼スポーツリーダー養成講習会開催要項

1. 目的 「日本スポーツ少年団指導者制度」に基づき、県下各地域においてスポーツ少年団の育成・指導にあたる「スポーツ少年団認定員」の養成を目的として、講習会を開催する。
- 併せて、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、地域住民のスポーツの生活化・定着化を促進するスポーツ指導者をサポートする「スポーツリーダー」養成を目的として開催する。
- また、日本スポーツ協会公認の「スポーツ指導者資格」を有する者は特定の受講科目の3科目を受講すれば、認定員の資格を付与することとする。
- <※別紙 滋賀県スポーツ少年団「認定員」資格認定基準要綱を参照>
2. 主催 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団
公益財団法人滋賀県スポーツ協会滋賀県スポーツ少年団
3. 共催 公益財団法人スポーツ安全協会
4. 後援 スポーツ庁(予定)
5. 期日・会場 4コース
- ①第1ブロックコース 期 日 : 2019年10月19日(土)～20日(日)
(大津市コース) 日 程 : 受付8:45～講習9:00～17:45
講義会場 : 皇子が丘公園体育館/第2体育館(大津市)
集合場所 : 皇子が丘公園体育館大会議室
住 所 : 〒520-0025 大津市皇子が丘 1-1-1
電 話 : 077-525-0510
- ②第2ブロックコース 期 日 : 2019年10月5日(土)～6日(日)
(栗東市コース) 日 程 : 受付8:45～講習9:00～17:45
講義会場 : 栗東市民体育館
集合場所 : 栗東市体育館内講義会場
住 所 : 〒520-3014 栗東市川辺 390-1
電 話 : 077-553-4321
- ③第3ブロックコース 期 日 : 2019年11月30日(土)～12月1日(日)
(東近江市コース) 日 程 : 受付8:45～講習9:00～17:45
講義会場 : 東近江市ひばり公園みすまの館・湖東体育館
集合場所 : みすまの館大研修室
住 所 : 〒527-0113 東近江市池庄町 610 番地
電 話 : 0749-45-3363

- ④第4ブロックコース 期 日 : 2019年9月28日(土)～29日(日)
 (長浜市コース) 日 程 : 受付8:45～講習9:00～17:45
 講義会場 : 長浜市民体育館
 集合場所 : 長浜市民体育館多目的室
 住 所 : 〒526-0831 長浜市宮司町70番地
 電 話 : 0749-63-9806

6. 日 程 別紙「日程表」による(各コースとも原則同日程であるが、講師・会場等の都合により、前後を入れ替えて実施することがある)

7. 参加条件 (1) 滋賀県スポーツ少年団に指導者登録している者
 (2) 本年度もしくは次年度にスポーツ少年団の指導者登録(2019年4月1日に満20歳以上)が見込まれる者

8. 受講定員 各コース 70名程度(最低10名以上の受講生がないと開講できない)
*受講コースの変更は原則認められない。ただし、各コースの開催日の1ヶ月前までに申し出た場合で、会場の収容力や開講条件等に支障が出ない場合に限り、1回のみ認める(必ず市町事務局を通して変更を申し出ること)。

9. 受講料等 **3,240円または3,280円(消費税により変更有り)** (テキスト代+受講料)
 テキスト代1,080円(固定)受講料2,160円または2,200円(消費税が10月1日付けで10%となった場合2,200円。8%のままであれば2,160円。)よって長浜市コースは3,240円で、第1(大津市)コース、第2(栗東市)コース、第3(東近江市)コースは3,280円になる可能性がある。)各市町は、受講決定通知を受領後、全コースの受講者人数分をとりまとめ、滋賀県スポーツ協会口座に振込むこと。一旦、納入されたテキスト代や受講料は、返金できない。
※日本スポーツ協会公認の「スポーツ指導者資格」を有する者も同一の受講料。

10. 養成科目および実施方法

(1) 養成科目

科 目 (内容)		時間数 (H)		
		集合講習	自宅学習	計
1.	スポーツ少年団の理念とその意義	1.0		1.0
2.	スポーツ少年団の組織と運営	1.0		1.0
3.	運動適性テスト	1.5		1.5
4.	指導者の役割 I	2.0	3.0	5.0
5.	文化としてのスポーツ	1.0	2.25	3.25
6.	トレーニング論 I	1.0	2.25	3.25
7.	スポーツ指導者に必要な医学的知識 I	2.0	4.5	6.5
8.	スポーツと栄養	1.0	1.5	2.5
9.	指導計画と安全管理	1.0	2.25	3.25
10.	ジュニア期のスポーツ	2.0	3.0	5.0
11.	地域におけるスポーツ振興	0.5	2.25	2.75
合 計		14.0	21.0	35.0

(2) 実施方法

1 コースにつき、11科目14時間の集合講習〈テキスト〉と自宅学習

21時間〈ワークブック〉を実施する。ワークブックは、講習会初日受付にて提出。

※日本スポーツ協会公認の「スポーツ指導者資格」を有する者は、科目1「スポーツ少年団の理念とその意義」科目2「スポーツ少年団の組織と運営」科目3「運動適性テスト」の3科目を受講すれば、認定員の資格を付与する。

ワークブックも科目1章～3章までを履修の事。

- 1.1. 教材 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団が発行する『スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成テキスト』および『スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成ワークブック』（事務局より受講決定者に8月末頃送付）
- 1.2. 検定試験 (1) 集合講習終了後に、検定試験（50問）を実施する。
（テキスト持込可、50点満点中、30点以上で合格）
(2) 再試験は1回限り、別に定める再試験日を行う。
(3) 日本スポーツ協会公認「スポーツ指導者」資格保有者は検定試験を免除する。
- 1.3. 持参物 教材(テキスト・ワークブック)、筆記用具、体育館シューズ、昼食、水筒
(実技がある日は、運動の出来る服装、体育館シューズを持参)
- 1.4. 資格認定 (1) 本講習会の全課程（集合学習・自宅学習）を修了し、検定試験に合格した者に対して、日本スポーツ少年団指導者制度に基づき、「スポーツ少年団認定員」として認定し、認定証、認定員章および指導必携書を交付する。
併せて「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツリーダー」資格を付与する。ただし、(4) 該当者は認定員を付与しない。
2019年度認定員資格を付与された者は、2020年2月8日(土)滋県男女共同参画センター(予定)開催の指導者協議会研修大会に参加するものとする。なお、2019年度の研修大会に参加出来ない場合は2020年度と同研修大会に必ず参加すること。
- (2) 日本スポーツ協会公認の「スポーツ指導者資格」を有する者は、科目1「スポーツ少年団の理念とその意義」科目2「スポーツ少年団の組織と運営」科目3「運動適性テスト」の3科目を受講すれば、認定員の資格を付与する。
- (3) 2019年度のスポーツ少年団登録者の参加者で検定試験に合格した場合は、速やかに「スポーツ少年団認定員」と併せて「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツリーダー」資格を付与する。
- (4) 2019年度スポーツ少年団未登録の検定試験合格者は、2020年度のスポーツ少年団登録が確認できた時点で「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツリーダー」資格を付与する。この場合のスポーツリーダー資格の付与は2020年の10月頃となる。ただし、2020年度の指導者登録が確認できた場合であっても、スポーツ少年団認定員資格は付与しない。 スポーツ少年団認定員・認定育成員資格は2019年度をもってなくなる見通しであるためスポーツリーダーのみの付与となる。
なお、現在認定員・認定育成員資格保有者は、移行措置として2023年度末までは、スポーツリーダー資格をもって指導者登録をすることができる。

15. 申込方法

- ・全コース一括して募集しますので、受講者は、希望のコースを必ず第2希望まで記入し、各市町スポーツ少年団事務局に申し込む。
 - ・各市町スポーツ少年団は、参加希望者をとりまとめの上、申込用紙A・B whichever of the application forms with the address below to apply.
- 申込用紙A…従来通りの受講者(日本スポーツ協会公認スポーツ指導者無資格者)
- 申込用紙B…日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格者保有者は申込用紙Bの認定書貼付エリアに「スポーツ指導者認定書」等の写しを貼付して申し込む。

【送付先】

〒520-8575 大津市御陵町3-1
大津市スポーツ少年団事務局

TEL 077-528-2914 FAX 077-526-7800

【締切日】 2019年6月28日(金) 必着

- ・滋賀県スポーツ少年団から受講決定通知を受けた後、各市町スポーツ少年団事務局は参加料とテキスト代(③,240 または③,280/1人×人数)を一括して下記口座に振り込む。
- ・一旦、納入された受講代は返金できない。ただし、受講コース決定後に10月1日以前から10月1日以降のコースにやむを得ず(理由を聞き取り、県事務局で判断する)変更した場合、追加で40円/1人市町より納入すること。

【入金先】

指定の振込用紙

【締切日】 2019年7月5日(金) 必着

- ## 16. その他
- 申込者が10名に満たない時、そのコースは開催できません。なお、この場合は、中止されたコースに申込まれた方は、ほかのコースでの受講になります。
また、会場の都合により、第2希望のコースを受講いただく場合があります。
 - 講師は、日本スポーツ少年団認定育成員ならびに各分野の専門家が担当します。
 - 受講中の負傷については、応急手当は行いますが、その後の責めは負えませんので講日までにスポーツ安全保険等に各自加入してください。
 - 参加者は、必ず全科目同一コースで受講して下さい。
 - 受講希望者は、コースの第1希望と第2希望を必ず書いて下さい。
第2希望が書けない場合は、その理由を明記してください。
 - 講習会中に撮影した写真等は、公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人滋賀県スポーツ協会の報告書、情報誌、ホームページ等に利用することがあります。

～スポーツ界における暴力行為根絶に向けたスローガン～

暴力(ゼロ) 心でつなぐスポーツの絆